

仮使用認定の申請要領

◆ 申請時期

- ◆ 仮使用認定では現場検査前に書類審査が必要となりますので、事前に当社および消防部局へご相談いただきますようお願いいたします。

◆ 提出書類（建築基準法施行規則第4条の16第2項による）

- ① 仮使用認定申請書【正・副】各1部（【副】：消防への照会が必要な場合は2部）
- ② 代理者によって申請を行う場合は委任状 1部
- ③ 必要図書

図面の種類	明示すべき事項
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	第1第3項第2号イ又はロの規定による区画（以下「仮使用区画」という。）の位置及び面積
	仮使用区画に用いる壁の構造
	仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別
	仮使用区画を貫通する風道の配置
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二面以上の断面図	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
	仮使用区画に用いる床の構造
	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
耐火構造等の構造詳細図	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
配置図	仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法
	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分
	敷地境界線及び敷地内における建築物の位置
	敷地の接する道路の位置及び幅員
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
安全計画書	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分
	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
<p>※建築基準法施行令第147条の2に規定する建築物を仮使用する場合にあつては、「安全計画書」に代えて建築基準法施行規則第11条の2第1項の表に掲げる「安全計画書（工事計画書）」</p>	
その他、法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	

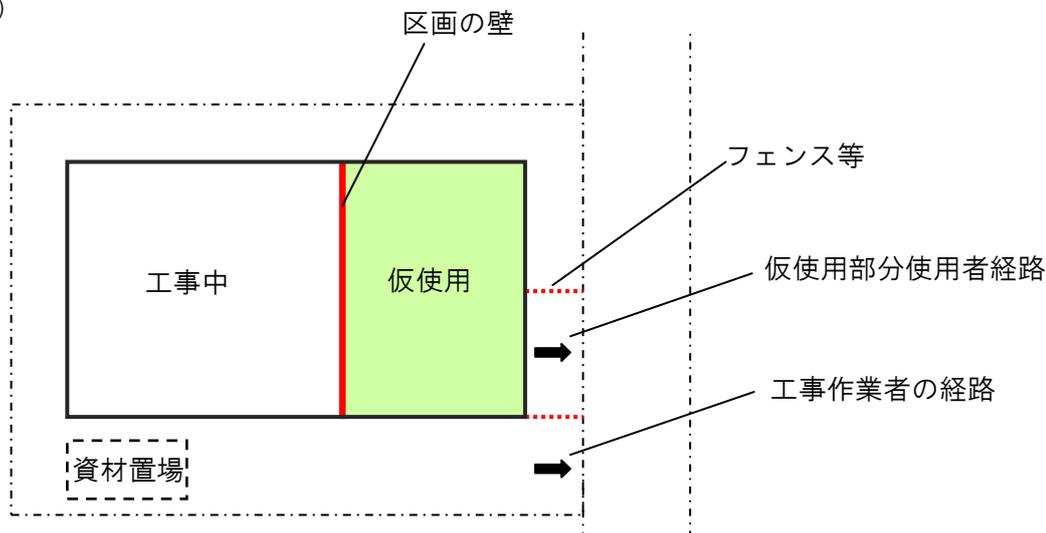
※仮使用認定申請手数料の算定を迅速に行うため、仮使用部分の床面積求積図を添付願います。

◆ 留意事項

1. 図面明示について

- ① 仮使用部分と工事部分を色分けするなど、区分を明確に表現してください。
- ② 敷地内避難経路については、「仮使用部分使用者経路」と「工事作業者の経路」の区分がわかるように明示してください。

(例)

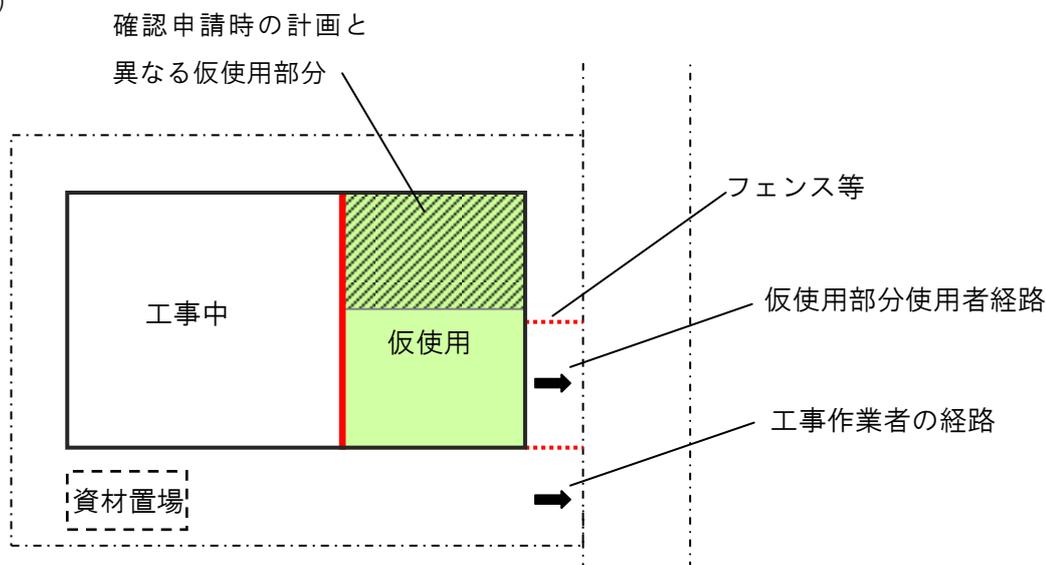


- ③ 仮使用部分に「工事作業者の経路」がある場合は、それ以外の仮使用部分との区分を明確に表現してください。

※「工事作業者の経路」は仮使用の部分に含まれるため、それ以外の仮使用部分との区画は防火区画ではなくフェンス等とすることができます。

- ④ 仮使用部分に、確認申請時の計画と異なる部分がある場合は、当該部分を明示するとともに、その床面積の算定根拠を記載してください。(完了検査手数料の算定に必要となります。)

(例)



2. 仮使用部分を変更・追加する場合

- ① 仮使用認定後に仮使用部分の変更や追加をする場合は、原則として再度、仮使用認定申請が必要です。
- ② 当社で仮使用認定を受けている建築物に、仮使用部分を追加する仮使用認定を行う場合は、従前の仮使用認定計画図に追加部分の範囲とその床面積を明示願います。（既認定部分に変更がない場合に限りです。）
あわせて、仮使用認定申請書の【10.備考】欄に従前の仮使用認定番号、仮使用認定日、仮使用期間を記入してください。

3. 特定行政庁・消防部局への届出

（特定行政庁）

建築基準法第 90 条の 3 の規定により、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出が必要な場合は、当該建築物を使用する前に、申請者が特定行政庁へ直接届け出なければならぬとされています。

（消 防）

仮使用の部分の規模等に応じて、消防法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防設備等の検査を受ける必要がある場合は、別途、消防部局への手続きが必要です。

※消防部局への手続きの際に必要な「安全計画書」は、仮使用認定申請の安全計画書とは様式が異なりますのでご注意ください。

4. その他

- ① 確認申請を当社以外で行った場合の仮使用認定については、必要書類、審査期間等が異なりますので、別途ご相談願います。
- ② 提出の際、手数料の請求先・送付先を担当者にお伝え願います。
- ③ 仮使用認定申請関係書類は下記よりダウンロードしてご利用下さい。
<http://www.j-eri.co.jp/dl/dl.html>

以 上

《参考 指定確認検査機関等の仮使用認定 基準の適用の考え方（イメージ）》

〔 基準告示（平成27年国土交通省告示第247号）第1の基準に
 ついては、以下のイメージのように新築、増改築を判断し、適用する。 〕

建築計画

(1) 新築

(2) 増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の
 模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含まないもの

国土交通大臣が定める
 工事（基準告示第3）

国土交通大臣が定める工事（基
 準告示第3）以外のもの（略）

増築（以下の2つの要件を満たすもの）
 ・仮使用の認定の申請前に、増築部分の避難施設
 等に関する工事を完了しているもの
 ・既存部分に係る避難施設等に関する工事を含ま
 ないもの

一部改築

・建築物が開口部のない
 自立した構造の壁で区
 画されている場合にお
 ける当該区画された部
 分の改築（一部の改築
 を除く。）の工事

別棟増築

敷地工事以外完了 新棟部分を仮使用
 （敷地以外完成）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 新棟
 建設（仮使用）

敷地・建築物の工事が未完了

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 新棟
 建設
 一部仮使用

工事完了後 工事は敷地工事含め完了
 （完了検査受理後7日経過前）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 新棟
 建設（仮使用）

敷地工事完了

建替増築

※現に存する建築物が2以上あり、同一敷地
 内に新たに建築物を建設し、従前の建築物
 のうち1以上を残して除却する場合、確認
 申請書の第3面は「増築」となるが、別棟
 を造るため「新築」に該当。

敷地工事以外完了 新棟部分を仮使用
 （敷地以外完成）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 旧棟
 除却 新棟
 建設（仮使用）

敷地・建築物の工事が未完了

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 旧棟
 除却 新棟
 建設
 一部仮使用

工事完了後 工事は敷地工事含め完了
 （完了検査受理後7日経過前）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 旧棟
 除却 新棟
 建設（仮使用）

敷地工事完了

一体増築

敷地工事以外完了 増築部分を仮使用
 （敷地以外完成）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 増築
 （仮使用）

敷地・建築物の工事が未完了

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 増築
 一部仮使用

工事完了後 工事は敷地工事含め完了
 （完了検査受理後7日経過前）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 増築
 （仮使用） 既
 存部分（使用）

敷地工事完了

Exp. J 増築

敷地工事以外完了 新棟部分を仮使用
 （敷地以外完成）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 新棟
 建設（仮使用）

敷地・建築物の工事が未完了

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 新棟
 建設
 一部仮使用

工事完了後 工事は敷地工事含め完了
 （完了検査受理後7日経過前）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

旧棟（使用） 新棟
 建設（仮使用）

敷地工事完了

全改築

敷地工事以外完了

仮使用認定必要
 （機関認定可）

工事完了

全改築
 （仮使用）

敷地・建築物の工事が未完了

仮使用認定必要
 （機関認定可）

工事完了

全改築
 一部仮使用

工事完了後 工事は敷地工事含め完了
 （完了検査受理後7日経過前）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

工事完了

全改築
 （仮使用）

敷地工事完了

一部改築

敷地工事以外完了 一部改築部分を仮使用
 （敷地以外完成）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 一部
 改築（仮使用）

敷地・建築物の工事が未完了

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 一部
 改築
 一部仮使用

工事完了後 工事は敷地工事含め完了
 （完了検査受理後7日経過前）

仮使用認定不要
 （既存部分は避難
 施設等の工事を
 含まない。）

仮使用認定必要
 （機関認定可）

既存部分（使用） 一部
 改築（仮使用）

敷地工事完了